

(別紙様式 2)

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注 1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の 6 月 30 日、令和 7 年度においては 8 月 31 日）までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注 2) 「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和 11 年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等												
①現況	②基礎・体制整備単価							③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無				ネットワーク化活動計画を作成する
								④加算の適用				ネットワーク化活動計画を作成しない
								⑤農用地の管理				⑥管理者
⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地												
一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積 (㎡)	交付基準 (傾斜等)	棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	10a 当たりの単価 (円)	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	集落機能強化加算の経過措置
計												

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目			概要		
農用地の内訳等	①現況	地域区分	右の選択肢より記入	通常地域（８法内）	
				通常地域（８法以外で棚田法の交付対象農用地）	
				特認地域	
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入		
			団地名	団地名を記入	
			地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	田	
				畑	
				草地	
				採草放牧地	
		面積(㎡)	面積を記入		
	交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	急傾斜		
			緩傾斜		
			小区画・不整形		
			草地比率の高い草地		
			高齢化率・耕作放棄率		
			特認基準		
			交付対象外（混在地）		
			交付対象外（混在地以外）		
	協定に含めない管理すべき荒廃農地				
	棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入			
②基礎・体制整備単価	10a当たりの単価(円)	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入			
③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無		該当するものに○を記入			
④加算の適用		該当するものに○を記入			
⑤農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	耕作地		
			維持管理農用地		
			荒廃農地		
			被災地		
			土地改良通年施行実施農用地		
	その他（具体的に記入）				
	具体的な活動内容	農用地での活動内容を記入			
⑥管理者		農用地の管理者を記入			
⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地		該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）			

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

--

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6、3-7
	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落

協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称（予定）

--

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が 存する計 画区域内	別の 計画区域 内	連携済	今後連携
（自協定）					
合計					

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（ ）
	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）		⑥農業の担い手育成
			⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑧鳥獣害対策

	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（ ）
	⑤農作業の共同化		

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
	②活動連携型 ^{注2)}		④その他（ ）

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）							
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）							
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}							
協議会等の設置（協議会型の場合）							
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
（2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載）							

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他（ ）

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1～3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

--

3-2. 統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
（自協定）			
合計			

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策

	④水路・農道等の維持管理		⑩多面的機能を増進する活動
	⑤機械・施設の共同利用		⑪その他（ ）
	⑥農作業の共同化		

3－5．統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話合い（協定内）							
②統合に向けた話合い（協定間）							
③統合							
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
(3－2～3－4を踏まえた統合の進め方を記載)							

3－6．役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者			
書記担当			
会計担当			
共同機械担当			
土地改良施設担当			
法面点検担当			

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3－7．体制の維持・向上に向けた活動事項

(役員の継承に向けた取組を記載)
(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載)

4. 多様な組織等の参画

注) 4-1～4-3の全てを記載すること。

4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	
②別途協定等を締結	

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	
②別途協定等を締結	
合計	

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数) 人

①+②が③に占める割合 % (小数点以下切り捨て)

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
	②共同取組活動参加者の不足		⑤その他（ ）
	③農業作業の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載)			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

4－3．多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理		⑧その他（ ）
	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		
（連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載）			

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路				
排水路				
道 路				

年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)	都道府県名	関係市町村名	郡	町	地区名										
区分	年度工事実施予定区域	工事計画期間及び稲作期間													
通年施行実施計画 工区	実施面積 (ha)	うち対象 農用地面積 (ha)	うち土地改良 通年施行面積 (ha)	年											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計															

- 注 1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。
- 注 2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第 4 の 2 の対象農用地の面積をいう。
- 注 3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする（なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面（1/1,000～1/5,000程度）に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。）。)

農業所得の確認に関する承諾書

住 所	氏 名 (農 業 者)

注 1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第 6 の 1 に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、例えば「生年月日」欄など、承諾の確認に必要な欄を本様式に設けることができる。

注 2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注 3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。

個 別 協 定

経営規模及び農業所得調書

第 1 経営規模

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草 地			
計			A
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積（基幹 3 作業）を含む。

第 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①／②

注 1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額)／農業従事者数
 当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(イ)により換算する。

注 2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【農業生産活動等として取り組むべき事項を実施する場合に使用】

第3 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☐多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為	
①水 路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑

	肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注) 上記1～3で定めた活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

【加算措置の場合に使用】

第4 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	超急傾斜農地保全管理 加算	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

協定農用地の概要
【市町村名： 】

交付対象者の氏名・名称	地 番	地 目	傾 斜 度	面 積	10 a 当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契約年月日	交付金の使用方法
								農用地の現況	具体的活動内容					

【個別協定の場合】

- 注 1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式 6 の経営規模の A が都府県にあっては 3 ha 以上、北海道にあっては 30ha 以上（草地では 100ha 以上）の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。
- 注 2) 注 1 の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式 6 の第 2 の注書きにより算出する。
- 注 3) 注 1 の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。
- 注 4) 使用方法には、受託者（個別協定の申請者の受取額及び受取割合を記入すること。

【集落協定の場合】

- 注 1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。
- 注 2) 注 1 に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。
- 注 3) 使用方法には、受託者（注 1 に該当する者）の受取額を記入。

協定農用地の概要

- 注 1) 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第 3 条の規定に基づく許可書又は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画の写しを添付のこと。
- 注 2) 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。
- 注 3) 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別 表)

字	地 番	地 目	面 積 (m ²)	作 物	作 業 種 類	期 間	受託料 の額 (円)	支 払 方 法	通年・期 間の別
					作業名	始期 終期			
合 計									

環境負荷低減のチェックシート（集落協定向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない ☐)	☐	⑧	☐	共同取組活動を行う場合には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
②	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑨	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
③	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐	⑩	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐
④	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐	⑪	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない ☐)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑤	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐	⑫	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑥	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める (該当しない ☐)	☐	⑬	☐	関係法令の遵守	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
⑦	☐	共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のチェックシート（個別協定向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐	⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
③	☐	作物特性のデータに基づく施肥設計を検討	☐	⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐	⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐	⑯	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐	⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐	⑱	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑲	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
⑩	☐	農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	⑳	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐				

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「（該当しない □）」にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(参考様式第5号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき認定する。

(参考様式第7号)

交 付 金 支 払 調 書

(年 月 日交付)

番号	支 払 先		交付対象 面 積	交付額	振込先	摘 要
	住 所	氏 名				
			m ²	円		
計						

年度集落協定の協定農用地確認野帳

所在地		協定名(団地名)	
現地確認者		立 会 人	
現地確認日	年 月 日	交付の適否	適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1 協定農用地

地番	地目	活動形態	農用地の管理状況の適否等		摘要
			耕作	維持管理	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	

2 協定に含めない荒廃農地の管理

地番	管理状況の適否	摘要
適 否 ()		
適 否 ()		

3 水路・農道等の維持管理

施設名	管理状況の適否	摘要
適 否 ()		
適 否 ()		

4 多面的機能を増進する活動

具体的に取り組む行為	活動状況の適否	摘要
適 否 ()		
適 否 ()		

注1) 協定ごとに作成する(団地数が多い場合には、必要に応じて団地ごとに作成する。)

注2) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注3) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注4) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

注5) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取り組む行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

協定農用地について、下記のとおり相違しました。

[illegible]

なお、「否」と判定した場合の「移」は第三者への所有権移転又は賃借権設定、「解」は賃貸借契約又は作業受委託契約の解除、「放」は耕作放棄又は維持管理が不適切、「転」は農地転用を示す。

(参考様式第10号)

番 号

年 月 日

市町村長 殿

集落協定代表者
(個別協定申請者)

中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について

○年○月○日に自然災害を受けた交付農用地について、下記のとおり災害復旧計画を作成したので提出する。

なお、○○協定は、災害復旧計画に基づき速やかに交付農用地の復旧を図り、農業生産活動等を継続していく考えであることを申し添える。

記

災害復旧計画

集落協定又は個別協定名		協定	交付農用地面積		h a
被災状況	災害名及び	※	復旧計画	復旧工事	年 月 日 ~
	被災年月日			工期 (予定)	年 月 日
	被災農用地面積	h a		復旧農用地面積	h a
	被災協定対象施設名	被災状況		復旧協定対象施設名	

※ 例：台風○号による△△水害
梅雨前線豪雨による△△土砂災害 等

(参考様式第11号)

現地確認チェックリスト

(注) 確認野帳の記の1から4について、該当する対象行為等に係る各項目を現地見回り又は関係資料等の方法により確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

1 対象農用地について（協定農用地ごとに確認）

- ① 農地について、適切に耕作又は維持管理がなされている。
☐ はい ☐ いいえ
- ② 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ③ 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
☐ できる ☐ できない

2 協定に含めない荒廃農地について（農用地ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
☐ できる ☐ できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。
☐ できる ☐ できない

3 水路・農道等の管理について（施設ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
☐ できる ☐ できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。
☐ できる ☐ できない

4 多面的機能を増進する活動について（活動ごとに確認）

〔活動内容 _____〕

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
☐ している ☐ していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
☐ できる ☐ できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。
☐ できる ☐ できない

(参考様式第12号)

共用資産管理台帳

(集落協定名：)

施設・機械名	型式等	購入先	設置場所	事業実施期間		購入額 (円)	管理責任者	負担区分 (円)		処分制限期間		処分の状況		備考
				着工 年月日	完了 年月日			交付金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	

(参考様式第13号)

機械等利用管理規程

第1条 ○○集落組合（以下「組合」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。

第2条 機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。

第3条 機械等の利用料金は○○とする。ただし、組合員以外の者が利用する場合はこの限りではない。

第4条 機械等を利用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。

- （1）消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
- （2）使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
- （3）故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告すること。
- （4）機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わないこと。

第5条 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。

- （1）共用資産管理台帳
- （2）機械等利用簿
- （3）機械管理簿

第6条 この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。

(参考様式第14号)

機械等利用簿

使用者氏名							
借受機種							
借受・返却 月 日	年	月	日	時	分	借受	
	年	月	日	時	分	返却	
実動日数	年	月	日				日
	年	月	日				日
	年	月	日				日
	合 計						日
点 検	使用前	異常項目				有・無	
	使用后	異常項目				有・無	
給 油	リットル						
備 考							

※注意事項

- (1) 消耗品及び燃料等は使用者が用意してください。
- (2) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却してください。
- (3) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告してください。
- (4) 機械等の使用中の事故等は、使用者の責任となり、組合は一切の責任を負いませんので充分注意してください。

(参考様式第15号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

〇〇年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）の第 11 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）の第 15 の 1 の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- （１）集落協定の概要
- （２）協定農用地の基準別の面積
- （３）集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- （４）農業生産活動等の実施状況
- （５）農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第16号)

番 号
年 月 日

地方農政局長

(北海道にあっては農村振興局長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長事務局長) 殿

都道府県知事

〇〇年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）の第 11 及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）の第 15 の 2 の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第17号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

令和7年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）の第15及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第18に基づき、別紙のとおり申請する。

(別紙)

1. 申請者の概要

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

2. 早期交付の基礎となる農用地面積及び交付額

(基本分)

(単位：㎡)

区分													
	早期交付 の基礎と なる農用 地面積	田			畑			草地			採草放牧地		
		面積	単価	交付 額	面積	単価	交付 額	面積	単価	交付 額	面積	単価	交付 額
急傾斜	()	()	16,800		()	9,200		()	8,400		()	800	
緩傾斜 (急傾斜以 外)	()	()	6,400		()	2,800		()	2,400		()	240	
草地比率の 高い草地	()							()	1,200				
計	()	()		(a)	()		(b)	()		(c)	()		(d)

注1) 面積欄上段 () 内に、令和6年度の交付面積を転記してください。

注2) 面積欄下段に、令和7年度に早期交付を希望する額の基礎となる農用地面積を記入してください。ただし、記入する農用地面積は、令和6年度の交付面積に0.5を乗じた面積を上限とし、令和7年事業計画に基づき最低限取り組むことが見込まれる面積に0.5を乗じた面積とします。

注3) 交付額欄に、注2)で記入した農用地面積及び単価より、令和7年度に早期交付を希望する額を記入してください。

3. 早期交付申請額

_____ 円 (= a+b+c+d)

4. 交付金の活用方法と早期交付の必要性

誓約事項

令和7年度において、早期交付を受けた交付金を有効に活用するとともに、事業計画の作成及び計画に基づく活動に取り組むことを誓約します。

市町村長 殿

代表者名 _____

(参考様式第18号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 殿

市町村長

令和7年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請承認書

◇年◇月◇日付け令和7年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書をもって申請のあったこのことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第18の2の規定に基づき承認する。